

よくあるご質問

令和2年5月28日
更新 令和2年6月22日

(制度について)

Q 1. 給付は1度だけですか？

A. 申請及び給付は1法人（個人）につき1度です。

Q 2. NPO法人が運営する施設は対象となりますか？

A. 対象施設を運営している場合は、NPO法人も申請いただけます。

Q 3. 複数の施設（支店等）を持つ事業者は、いくら給付されますか？

A. 複数店舗を持っている事業者でも、1法人（個人）につき一律25万円の給付となります。

Q 4. 1つの店舗に2業種が混在しています。支給対象になりますか？

A. 「岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」、「宿泊施設休業支援協力金」の受給事業者、又は「持続化給付金」の給付対象事業者のいずれかに該当する場合は、本支援金は対象外となります。

Q 5. 飲食施設は対象になりますか？

A. 「岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の受給をしない方、及び「持続化給付金」の給付対象でない方であれば対象となります。

Q 6. 「岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の休業等の対象となる施設を運営する事業者で、給付を受けていませんが対象になりますか？

A. 受給をしない事業者であれば本支援金の給付対象です。

Q 7. 本支援金の給付を受けた場合、課税対象になりますか？

A. 本支援金については、事業所得等に区分されるものであるため、所得税等の課税対象となります。ただし、支援金の給付額を含めた1年間の収入から必要経費を差し引いた収支が赤字となる場合等、税の負担が生じないこともあります。

Q 8. 令和2年中の売上の減少率が、持続化給付金の対象になる月と本支援金の対象になる月があります。本支援金を選択しても良いですか？

A. 持続化給付金が対象となる場合、本支援金は対象外となります。

Q 9. 25万円の給付を受けた後、売上が50%以上減少しました。どのような手続きが必要でしょうか？

A. 売上が50%以上減少した場合、中小企業庁の「持続化給付金」の給付対象となり、本支援金の給付対象外となりますので、速やかに「【様式第3号】変更届」をご提出いただき、その後職員の指示に従って25万円の返金をお願いします。（「持続化給付金」と本支援金両方の受給は出来ません）



「持続化給付金」詳細はこちら

Q10. 農業所得の青色申告をしている場合、月間事業収入が記載されていませんがどのように計算すればいいのでしょうか？

A. 所得税青色申告決算書（農業所得用）に月別事業収入が記載されないことから、【様式第1号】申請書兼請求書の白色申告者用をご活用いただき、令和元年中の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較し、計算してください。

（申請について）

Q1. 申請書類はどこにありますか？

A. 下呂市公式ホームページからダウンロードし、印刷してご活用ください。また、下呂市役所商工課又は各地域の振興事務所の窓口に備え付けています。

Q2. オンラインでの申請は可能ですか？

A. 出来ません。

Q3. 支援金はなるべく早く申請しないと無くなってしまいますか？

A. そのようなことはありません。申請期日の令和3年1月29日（金）までに申請書を提出いただければ支援金の給付対象となります。期限内の提出をお願いします。

Q4. 申請期間を過ぎてしまった場合、遡っての申請は可能ですか？

A. 遡っての申請は一切受付しません。

Q 5. 申請書と通帳に記載されている口座名義が異なっても良いですか？

A. 本人確認が出来ませんので受け付けられません。

(添付書類について)

Q 1. 確定申告書の写しはどういったものなら良いですか？

A. 直近の税務署の受付印がある該当ページの写しをお願いします。電子申告 (e-Tax) で提出した場合は、直近の申告データ及び受信通知の写し2点をお願いします。なお、次のいずれかがあるものでも可です。

- ・ 税務署の受付番号の記載
- ・ 税理士の印又は税理士法人の社印もしくは収受印

※市役所・商工会にて申告書を作成した場合は、受信通知の写しをご提出ください。

※確定申告書の写しをご提出いただく際は、マイナンバー記載欄を黒塗りした上でご提出ください。

Q 2. 確定申告書の写しに受付印などが無い場合は、どうすれば良いですか？

A. 受付印等の無いものを提出する場合は、代わりとして下呂市役所税務課が発行する「所得証明書」¹、又は所管の税務署が発行する「納税証明書 (その2)」を提出してください。

¹ = 萩原、金山、小坂、馬瀬の振興事務所でも発行しております

Q 3. 令和元年分確定申告ではなく、住民税の申告をしている場合、添付書類はどうすれば良いですか？

A. 「確定申告書第一表」の写しの代わりに「市・県民税申告書兼国民健康保険税申告書」の写しのご提出をお願いします。また、申請書は、白色申告者用を活用いただき、計算欄には、申告書の「1. 収入金額等」の事業欄に該当する箇所に記載される数字を用いてください。

Q 4. 売上台帳等とは具体的に何ですか？

A. 申請する任意の1カ月の事業収入額が分かる書類であれば、フォーマットの指定はありません。経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上台帳などでも構いません。

※給与明細、通帳の写し、レシート、請求書等は認められません。

※対象となる【事業者名】、【売上月】及び【売上の合計】を必ず記載してください。

Q 5. 誓約書は自作のものでも良いですか？

A. 必ず【様式第2号】をご利用ください。なお、誓約書の最下部にある所在地、名称及び代表者名などの欄は、必ず自署をお願いします。